

# 仙台市立向山小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定  
 （改訂 令和2年4月1日）

## はじめに

仙台市立向山小学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を，いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき，「仙台市立向山小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）としてまとめ，ここに策定する。

本校は，保護者や地域住民等との連携の下，児童の尊厳を脅かすいじめが，いつでも，どこでも，いずれの児童にも起こり得るものであるとの共通の理解をもって真摯に向き合い，いじめの防止等の取組を，変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら，着実に推進していく。

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は，全ての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

条例第3条では，法第3条に規定する基本理念のほか，次に掲げるものを基本

理念として行わなければならないとしている。

- いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとって安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として、行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資すると認識に立って、取り組まれるものとする。

本校は、この基本理念の下、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

## 2 市立学校及び市立学校の教職員の責務

仙台市では、条例第7条により、市立学校及び市立学校の教職員の責務が次のとおり定めている。本校は、その責務を十分認識の上、いじめをなくすための対策に総力を挙げて取り組むものとする。

市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 3 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

いじめの定義は、条例第2条第1号により、法第2条第1項と同様に次のとおり定めている。本校はこの定義に基づき適切に対処していくものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為が起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、被害児童本人がそれを否定する場合や本人が気づかない場合等が多々あることを踏まえ、被害児童の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や委員会、クラブや、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応に努める。

加えて、いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を条例第14条及び法第22条の学校いじめ防止等対策委員会へ情報共有に努める。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、条例第14条及び法第22条の「学校いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

#### 〔具体的ないじめの態様の例〕

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。 など

「いじめ」の中には、犯罪行為に当たるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れから、直ちに警察に通報することが必要なものもある。このような場合には、教育的な配慮や被害者の意向にも配慮の上で、警察と連携した対応を図る。

## （２）いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

また、「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。

さらには、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級やたてわり活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

国の基本方針で示されている発達障害を含む障害のある（疑いも含む）児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、各種災害において被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童をはじめ、その他学習面や学校生活面、家庭環境等で特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を十分理解した上で、当該児童の保護者とともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、日常的に適切な支援を組織的に支援する。この特別な配慮や支援が、いじめ防止につながることに十分留意して対応・指導していく。

## 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめの早期発見と適切かつ迅速な対処」に努め、いじめの問題と未然防止に真摯に向き合う。「地域とともに歩む学校」として、家庭や地域の協力を得ながら、関係機関等とも連携を図り、いじめの未然防止と改善のための取組を確実に推進して

いく。

### （1）いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめほどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組んでいく。

特に児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係と思いやりを育み、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ保護者や地域・関係者による一体となった継続的な取り組みが必要である。

いじめ問題の解決には、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童への働き掛けと意識付けも重要である。周囲の児童一人一人が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を醸成していくことで、いじめの発生を抑止できる集団にしていく。なお、条例では、児童生徒のいじめの禁止及び児童生徒の心構えについて、次のとおり定めている。

（いじめの禁止及び児童の心構え）

第4条 児童は、いじめを行ってはならない。

2 児童は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

このため、まず学校の教育活動全体を通じ、法や条例により児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることについて周知し、発達年齢に応じて理解を図る。そのため、カリキュラム・マネジメントにより、学校生活全体の中で、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度・社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことに努める。特に、東日本大震災による被災地である仙台市においては、復興の未来を担う児童が、命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやり、協力する心を育成することなどを目指していく。

さらに、いじめの背景には様々な要因が考えられるが、中でもストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じることが出来る学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について保護者や地域全体に認識を広め、家庭や地域においても、いじめを見逃さず、これを許さないとの姿勢を持ち、学校と一体となった取り組みの推進に努める。

いじめの防止においては、以上を踏まえ、学校教職員、児童、家庭、地域の

四者が一体となり、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本として進めていく。

## （２）いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」

「いじめは早期発見，適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下，教職員は，児童の保護者をはじめ，当該児童と関わる大人と連携し，児童生徒のささいな変化にも気付き対応していく。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，児童が発する不安や変化を見逃さず，早い段階からの確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要である。

また，いじめの早期発見のためには，児童や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう，教職員と児童生徒及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要である。本校は，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，相談窓口やいじめの兆候の周知等により，児童や保護者がいじめについて相談・発見しやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して児童を見守る体制を整える。

## （３）いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめの兆候が確認された場合，まず，いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し，当該児童を守り通すとの姿勢の下に事実の詳細を確認する。関係児童や周囲の児童に事情や事実を確認し，双方の児童やその保護者との共通理解の下で，迅速にかつ適切に組織で行うよう努める。また，家庭や市教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため，教職員は日頃より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，市教育委員会作成の教員向けの手引書や校内研修などを通じて理解を深め，組織的な対応となるよう対応手順や役割等の体制を整備する。

## （４）家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進

社会全体で児童を見守り，健やかな成長を促すためには，学校関係者と地域，家庭との連携が必要である。特に，保護者が児童の教育について第一義的責任を負い，規範意識等を養うための指導等をより適切に行うため，地域を含めた家庭との連携を強化する。PTAや地域の関係団体等と学校が，いじめの問題も含めた児童の現状について共通理解に立ち，連携し協働で取り組むことに努める。

仙台市においては，現在，児童のよりよい学びのために，学校が積極的に家

庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めている。本校もこの理念の下、学校支援地域本部や社会を明るくする運動実行委員など、学校と家庭・地域が一体となり、地域ぐるみでいじめの未然防止及び児童を育てる体制づくりに努める。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童や大人と関わりを持つ機会として、地域における活動や行事も重要である。

#### （５）関係機関や他の学校との連携

本校として、いじめに関係した児童に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や民生委員、相談関係専門機関や医療機関等、児童の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携を図っていく。日頃から、本校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築に努める。

また、本校の児童が利用する児童館では、学校と人間関係が連続しており、いじめが発生した場合には双方で適切に対応して早期解決を図る必要があることから、適宜必要な情報共有が図られるよう、本校と児童館との間で、情報共有体制を維持・継続する。

このほか、児童の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、必要な情報が円滑に引き継がれるよう特に留意することが求められる。

## Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### （１）仙台市立向山小学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条及び条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「仙台市立向山小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

本校いじめ対策委員会は、基本的に、校長、副校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員や民生委員児童委員、スクールソーシャルワーカーや関係機関などの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

本校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに

当たって中核となる役割を担うものである。その所掌事務は次の通りとする。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの具体的な年間推進計画の策定
- イ 本校のいじめの防止等のための対策の企画，実施又は承認
- ウ いじめの相談・通報窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などの情報の収集，記録，共有
- オ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査，対応や指導等の方針決定等）
- カ 本校のいじめの防止等のための対策の取り組み結果の点検・評価  
（学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや，学校で定めたいじめの防止等のための取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，各学校のいじめの防止等の取り組みに係るPDCAサイクルによる検証）
- キ その他いじめの防止等に関する重要事項

## （２）仙台市立向山小学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し，市教育委員会より，学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には，校長は，「本校いじめ対策委員会」を母体にし，学校評議員，PTA役員，連合町内会長，主任民生委員児童委員などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努めた構成により，「仙台市立向山小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には，あらかじめ校長が「向山小学校いじめ調査委員会設置要項」を定め，対象事案が発生した場合には，委員を任命し，迅速に対応する。

## 2 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止等に向けた取組を適切かつ有効に機能させるためには，校長がリーダーシップを発揮し，主体的かつ組織的に学校が一丸となって取り組むことが求められる。

また，いじめの防止等に向けた取組を有効に機能させる上で，学校における円滑な情報共有は極めて重要であり，そのための学校の雰囲気づくりを校長自らが率先して取り組んでいく。

本校は，特に下記に掲げる事項に留意し，具体的取り組みの例に掲げるような計画・取組などを踏まえつつ，併せて国基本方針に添付された「学校における『い



じめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等も参考にしながら、創意工夫の上、市教育委員会等と連携して、いじめの防止や早期発見、事案対処等に当たる。

## （１）いじめの防止

条例では、市立学校におけるいじめの防止及びいじめの防止等のための教職員の資質向上について、次のとおり定めている。

（市立学校におけるいじめの防止）

第 1 2 条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。

5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。

（いじめの防止等のための教職員の資質の向上等）

第 1 3 条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

本校においては、いじめはどの児童にも起こりうることを念頭に、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を、学校全体でカリキュラムを整備して行う。また、児童が主体的に考え、実践できるようになるために、道徳教育の充実はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動等において、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の児童の主体的な取組を推進する。

未然防止の基本は、児童が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。そのため、道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通して、児童のいじめを生まない人間関係や集団づくりを推進する。

併せて、児童の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要であり、教育活動において特に留意する必要がある。

このほか、児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、本校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めていく。

また、教職員全員は共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上を図りながら、児童が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進していくことが必要である。加えて、特に配慮が必要な児童については、当該児童の保護者との連携の下、当該児童の特性を十分理解した上で日常的に適切な支援を組織的に行うことが、いじめの防止等のための対策を講じる上でも欠かすことができない。そのためには、いじめ問題への対応力や、特に配慮が必要な児童への正しい理解と専門性の向上に向け、教職員自身の更なる資質能力と、学校組織全体の対応力の底上げを図っていく。

なお、学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」は禁止されている。児童たちに対する大人の行為が、児童に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰を加え、及び不適切な指導（児童の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことを全職員で共通理解し、共通行動とする。なお、担任一人が抱え込むことがないよう、組織的な指導・対応に努める。

【いじめ防止の具体的な取組】

◇ 思いやりにあふれ、いじめを許さない児童を育てる教育活動

1 学校生活全体と小・中学校9年間を連続させたカリキュラム編成と教育活動の推進

- ・ 小・中学校共通の協働型学校目標を「高めよう！コミュニケーション力」とし、温かいやりとりのできる人間関係づくり
- ・ 「命と心を守り育む豊かな心の教育」をカリキュラムの土台にし、各教科・領域、道徳、総合的な学習及び学校生活全体の中での育成
- ・ 「自己有用感・自己肯定感」を育む教育活動の充実
- ・ 異学年交流「スマイルタイム」（たてわりの異学年交流）の推進

2 いじめ防止の組織対応システムと校内体制

- ・ いじめの早期発見や対応を一教職員対応で終わらせない。いじめ発見ルートと発見のための校内体制（いじめ対策委員会）を整備し、対応の流れを共通理解
- ・ いじめの気づきのチェックポイントや様々な相談窓口を学校だより等で周知
- ・ いじめ防止の情報、子育て支援情報等を保護者や地域に定期的に発信。
- ・ 相談しやすい雰囲気づくりや学校と保護者、保護者同士や地域の相談窓口（人）、専門機関との連携づくり
- ・ いじめ重大事態に対する対応とその流れの共通理解
- ・ 校内組織対応についてPDCAサイクルによる評価

3 職員の資質向上に向けた校内研修の充実

いじめ対応や未然防止に向けて、以下の観点から実践力向上の研修を計画的に実施し、組織的な対応力や指導力の維持・向上を図る。

- ・ いじめ対応の校内システムと対応手順等について
- ・ いじめが発生しにくい学級集団づくりや学級経営について
- ・ ネット上のいじめやその対応について
- ・ 特別な配慮を要する児童の理解と対応について
- ・ いじめの発生や抑止に関する心理や背景について
- ・ 教育相談や保護者支援について
- ・ 思いやりや命の大切さ、集団づくり、道徳や特別活動の授業について等

4 学級経営の充実と個に配慮した学級経営づくり

- ・ いじめを生まない人間関係や集団づくりの推進
- ・ 進んであいさつし、やさしい言葉遣いができる学級づくり

- ・ 児童たち一人一人のよさが発揮され、互いに認め合える学級づくり
- ・ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級づくり
- ・ 学級のルールや規範が守られる学級づくり
- ・ 児童の実態や日々の観察を「振り返りカード」等で活用・把握
- ・ 「自己有用感」を感じる居場所づくり
- ・ 児童の心理や行動の理解と信頼関係づくり
- ・ 自らの学級経営について定期的に点検・改善

## 5 児童が主体的に参加・活躍できる場や授業づくり

- ・ 児童が主体的に参加・活躍できるような場や授業づくり。
- ・ 道徳や学級活動の中で、いじめを題材とした話し合い活動やいじめの心理や抑止する方法の理解
- ・ ソーシャルスキルやストレス対処法，柔軟で折れない心づくり等

## （2）いじめの早期発見

条例では、市立学校におけるいじめの早期発見について、次のとおり定めている。

第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、トラブルと安易に判断せず、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化やSOSを見逃さないようアンテナの感度を高く保つ必要がある。併せて、本校においては、市教育委員会による一斉「いじめ実態把握調査」の他、学校独自のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめの相談がしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むものとする。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、本校、児童からの相談に対しては、教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### ＜いじめ発見ルートと体制整備＞

- ・ 「学年会」「二部会」「職員会議」等での児童情報交換を通しての発見
- ・ 教師と児童との日常の交流を通じた発見
- ・ 授業中や休み時間に児童との会話や活動を通して、気になる様子の気付き
- ・ 「いじめのチェックリスト（学校版，家庭版）」を活用した発見
- ・ 多くの教師が様々な学習活動を通して児童たちに関わる気付き。
- ・ 「いじめアンケート調査」や「振り返りシート」（仙台市と学校独自）のアンケートによる発見
- ・ 教育相談を通じた把握
  - 定期的な面談（保護者，児童はそれぞれ全員1～2回）と共に，希望するときにはすぐに面談ができるようにする。
- ・ いじめ防止「きずな宣言シート」の児童の反省記述等からの把握
- ・ 管理職，7年部教職員による見回り・見守りによる把握

#### ＜いじめに関する相談体制＞

- ・ いじめに関する相談体制を児童，保護者に定期的に周知（保護者：毎年PTA総会と学校だより等，児童：朝会や児童集会で）
- ・ 担任や教職員の相談窓口の周知と，早期に相談できる環境づくり
- ・ いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の情報共有の手順，情報共有すべき内容（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等），情報共有後の組織的な対処をフローにして全職員周知
- ・ 個別面談時期の設定（保護者，児童それぞれ年1～2回）
- ・ 学校・児童・保護者・地域の四者によるいじめの実態や防止対策等に関する意見交換の実施
- ・ 教職員が児童と向き合う時間（授業や休み時間等）を確保するための体制づくりの推進

### （３）いじめへの適切かつ迅速な対処

条例では、いじめが疑われる場合の学校への情報提供や、市立学校におけるいじめへの適切かつ迅速な対処について、次のとおり定めている。

（いじめに対する措置）

第20条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を經由して情報を提供するように努めるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

4 市立学校は、第2項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に係る児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

5 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（いじめを行った児童生徒に対する指導等）

第21条 市立学校は、前条第3項の規定による指導を行うに当たっては、当該児童生徒がいじめを行った要因を把握するように努めるものとする。

2 市立学校は、前項の要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するための措置を講ずるものとする。

学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告する。当該委員会を速やかに招集し、いじめの事実の有無の確認やその後の対応に係る方針等を定めるなど、組織的な対応を徹底する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法規定に違反となる。また、各

教職員は、学校の定めた記録用紙等を使い、適切に記録しておく。

併せて、いじめの有無の確認を行うための措置や、いじめを受けた児童又はその保護者への支援、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言に当たっては、説明や報告の都度、意向を確認しながら対応を進めるなど、当該いじめ事案に関係する児童及びその保護者との共通の理解の下に行う。

本校は法及び条例に基づき、いじめ事案を市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処していく。

なお、本校が他校の児童生徒に係るいじめ（疑いを含む。）を認知した場合には、当該他の学校と連携して対処に当たるものとする。

#### （ア）被害児童生徒への対応及び支援

被害児童への対応に当たっては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上、以下のような対応及び支援を講じる。

- 被害児童の心的な状況等を十分確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聴き取る。
- 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援する。
- 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- 被害児童が、加害児童との関係改善を望み、加害児童の内省の深まりが確認できた場合には、被害児童本人やその保護者の同意を得、加害児童本人やその保護者とその趣旨や意義を十分理解したことを確認した上で、謝罪・和解の場を設けるなどして関係修復を図る。なお、関係修復を急ぐあまり、謝罪・和解の場を設けることを優先することのないように留意する。
- 加害児童への指導や、加害児童から被害児童への謝罪が終わった後も、引き続き再発防止に向けた組織的な取り組みが必要である。従って、その後の見守り体制や再発防止策について、学校いじめ対策委員会で具体的に検討し、実践する。また、折りに触れ保護者等に見守りの状況等を伝えるとともに、必要な支援を行う。

## （イ）加害児童に対する措置

加害児童に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や当該児童の特性などに教育的な配慮を行いながら、以下のような措置を講じていく。

- いじめを行ったとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったことが確認された場合、いじめを受けた児童の意向を確認したうえで、しっかりといじめを受けた児童に謝罪を行うよう指導する。また、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、再発防止の措置を講ずる。
- 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 加害児童が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意しながら、以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。
- 加害児童への対応に当たっては、当該児童が当該いじめを行うに至った要因を把握するよう努める。加害児童自身が、他からいじめや虐待を受けている等を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童に対する支援その他いじめの再発を防止するために必要な対応を行う。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童に対して、適切に懲戒（※）を加えることもある。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- 学校の教職員は、学校教育法第11条により「体罰」は禁止されている。体罰は、児童生徒に問題解決のためには暴力や暴言も許されるという間違ったメッセージを伝え、いじめを誘発する恐れもあることから、条例第12条第5項により、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性若しくは人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導をいう。）を行ってはならないことが規定されている。懲罰が必要と認める状況においても、決して体罰や不適切な指導によることなく、児童の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要であることに特に留意する。



※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で、懲戒として認められると考えられるものの例（「体罰の禁止及び生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省平成25年3月13日付通知）より）

懲戒の例：「放課後等に教室に残留させる」「授業中、教室内に起立させる」「学習課題や清掃活動を課す」「学校当番を多く割り当てる」「立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる」「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」等

## 【被害・加害関係児童への具体的な取組】

### （１）被害者（いじめられた児童）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、被害児童をいじめから守り通す。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

#### 【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- ・児童の話にじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

#### 【支援】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、被害児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

#### <留意点>

- ▲「あなたにも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましは絶対しない。

#### 【経過観察】

- ・電話による連絡や連絡ノートとの交換、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### （２）加害者（いじめた児童）への対応

#### 【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。

#### 【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、児童が話しやすい環境をつくる。
- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場をじっくり聴き、今後の行動の仕方について考えさせる。

＜留意点＞

▲被害者側の話だけで判断して、安易に謝らせて終わりするといった指導は絶対しない。

【経過観察】

- ・連絡ノートや交換や面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら気持ちの変化を見守っていく。
- ・授業、学級活動等を通して、友人とのよい関係づくりを指導・支援する。

（3）観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・具体的な事実を知っている児童には、個別に話を聞く。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分たちも加害者の一員であることの自覚をもたせる。
- ・いじめを止めたり、教師に知らせたりすることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・これからどのように行動したらいいのか、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察】

- ・授業や学級活動、学校行事等を通して、お互いを認め合う集団づくりをしていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

（4）保護者との連携

【いじめられている児童の保護者との連携】

- ・事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校は徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体

的に示す。

- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への直接の抗議などは避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

#### ＜留意点＞

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスには、いじめはない」など答えてはいけない。

→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしてはいけない。

▲電話で簡単に対応して終わりにするようなことはしない。

#### 【いじめている児童の保護者との連携】

- ・（被害者側に確認した上で）確認できた事実をできる限り面談を行って直接伝え、学校で把握した事実を正確に伝える。（食い違っている部分は無理にすり合わせない）
- ・相手の児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校としては事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

### （ウ）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### 1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット及びSNS等を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（3か月以上）継続していること。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校（いじめ対策委員会）の判断

により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、少なくとも3か月以上が経過するまでは、被害・加害児童の様子を具体的な見守りプランに基づいて注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して指導や状況の注視をする。

## 2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎない。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。特に年度替わりや異動によっても配慮事項が確実に引き継がれるよう、組織的に対応する。

## (4) 家庭や地域との連携

### (ア) 家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者や地域、家庭との連携が必要である。保護者は児童の教育について第一義的責任を負うものであり、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護する責務を有している。このようなことから、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導を適切に行い、いじめから児童を守るため、家庭との連携を強化していく。

### (イ) 地域との連携

児童が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合がある。そのため地域は、児童や保護者に対して、地域の活動に積極的に参加するよう働き掛けを工夫する。

また家庭も、児童とともに積極的に地域活動に参加し、地域の一員であることを実感できるようにする。

【学校が家庭や地域と連携したいじめ防止対策の取組】

- 1 いじめ防止等に向けた学校主体の対策について定期的な周知
  - いじめ防止の取組や組織，相談窓口，学校の様子を学校便り，ホームページ，PTA 総会，懇談会，就学児健康診断，新入学保護者会等で定期的に発信する。
- 2 いじめを認知した場合の保護者との連携方法について周知
  - いじめ対応の校内組織や重大事態の場合の対応ルート，保護者への連絡や相談手順，解決に向けた対応手順等を PTA 総会や学校便り等で全体に周知する。
  - 実際にいじめ事案の関係者となった場合は，被害・加害・関係者それぞれの保護者に説明し，協力を得ながら対応し，見守りを継続する。
- 3 学校・児童生徒・家庭・地域四者間の「いじめ防止地域連携会議」の定期的開催
  - 本校と愛宕中学校教職員，小中児童生徒，PTA，地域関係者の四者間の合同会議を年間定期的で開催し，情報交換や意見交換をする。
  - 四者会議「いじめ防止地域会議」の概要は，学校便りやホームページ等で定期的に家庭や地域に周知する。
- 4 保護者支援や相談体制の構築といじめ防止に係る情報等の提供
  - いじめに向かわない児童の育成方法等の啓発や学校方針等を周知する。
  - 家庭の役割やいじめ防止に関する研修会の開催（PTA と連携）や情報の提供，相談をする。
  - いじめの理解等に関する説明会・研修会等を P T A と共催により実施する。
  - いじめに関わらず，普段から相談しやすいよう，相談窓口の周知や啓発資料の発信をしておく。
- 5 既存の連携組織との関係維持
  - 「健全育成委員会」「社会を明るくする運動」や「向山小学校支援地域本部 C. S. C」，「愛宕中学区社会福祉協議会」，民生委員児童委員による支援組織等，向山地区既存の支援団体との連携を継続し，いつでも相談や連携ができる関係を維持する。
  - 学校防犯ボランティア巡視員の輪を広げ，いつでもどこでも地域の大人が見守ってくれる関係を強化する。
  - 小中学校の連携や教職員，児童生徒間の連携協力関係は定例化し，維持していく。
- 6 家庭・地域ぐるみの活動への参加推奨と地域の一員として意識付けの強化
  - 地域の中で温かく見守られ顔見知りの関係が継続していくよう，家庭には地域の人への挨拶や地域活動への参加を呼び掛ける。

## （５）関係機関や他の学校との連携

学校も含めた児童の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、児童の関わる学校に係る組織や団体等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決に当たり、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携を図る。

特に、多くの児童が放課後に利用している児童館や放課後デイサービス事業所、入学前の保育所や幼稚園、転入学の際の学校や卒業後の中学校等と、情報交換や配慮内容の情報交換を確実にを行い、いじめの未然防止及び再発防止に努めなければならない。

このほか、特にいじめ重大事態の場合は、いじめの問題を校内の一時的な問題対応で終わらせずに、将来も児童や家庭を支えるという視点が必要である。仙台市教育委員会、区役所、スクールソーシャルワーカー、仙台市の相談支援事業所、児童相談所、発達相談支援センター、適応指導センター、警察、病院、民生委員等、一時的な問題対応のみではなく、いじめの背後にある児童や家庭が抱える問題等を関係機関と連携して整理し、義務教育期間以後の生活も想定して関係機関への相談を勧めたり支援を依頼したりする等の連携作業が不可欠である。

### 【学校の関係機関や他校との連携の具体】

#### 1 関係機関との連携

連携は、いじめの被害・加害それぞれの児童の将来を見据えながら、その場とのときだけの対応に終わらせない。いじめの背景を把握し、根本解決や支援の視点を持ち、連携先を考える。

- ・ 現在のいじめ問題対応や背景整理に  
仙台市教育委員会、スクールロイヤー（弁護士）、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所、スクールカウンセラー等
- ・ 児童や家庭の支援を視野に  
児童相談所、発達相談支援センター、適応指導センター
- ・ 直面する課題対応  
民生委員児童委員、家庭健康課、警察、病院
- ・ 将来の地域生活を視野に  
連合町内会長、スクールソーシャルワーカー、区役所（家庭健康課等）、民生委員児童委員等
- ・ 児童が学校以外でよく過ごす場所  
児童館、市民センター、放課後デイサービス事業所、スポーツクラブ等

## 2 幼稚園・保育所，中学校，転出先との連携

- ・ いじめの未然防止及び再発防止のために，引継ぎの徹底と引継ぎを受けた後の適切な対処や見守り体制を作る。
- ・ 主な関係幼稚園・保育所や中学校は，教員が授業（保育）参観し，学校や幼稚園保育所内での過ごし方などを把握しておく。
- ・ 主な幼稚園・保育所，愛宕中学校と，教職員や幼児児童生徒間の交流や研修会を年間を通じて予定に入れておき，なめらかなスタートや移行支援となるようシステム化しておく。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において，次に掲げる場合を，いじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

本校は，当該重大事態に係るいじめを受けた児童の生命，心身又は財産の保護を最も優先して対処するものとする。

併せて，重大事態への対処及びその公表に当たっては，当該重大事態に係るいじめを受けた児童及びその保護者の意向に配慮しなければならないことにも留意し，市対処方針等を踏まえ，市教育委員会と連携の上，丁寧に対応するものとする。

第1号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば，次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」については，文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒

指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合（疑いを含む。以下同じ。）には、条例第27条に基づき別に定める「仙台市立向山小学校いじめ重大事態対処方針」に基づき、直ちに、市教育委員会に報告する。

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることを踏まえ、仙台市においては、対象事案に応じた調査組織の区分を市基本方針で定めている。

従って、市教育委員会の判断により、本校が主体となって調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置し、市基本方針等を踏まえ、適切に調査を行うものとする。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力するものとする。

## 3 調査結果の提供及び報告

本校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、確たる根拠なく個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨



を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、本校が調査を行う場合においては、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導や助言を得る。調査結果については、市教育委員会に報告する。

## IV その他の重要事項

### 1 学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、条例第11条第3項に基づき、本校に所属する全ての教職員に周知するとともに、本校に在籍する児童、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知に当たっては、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

### 2 不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取り組みの実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクルを機能させながら、不断の見直しを行うものとする。